

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成22年2月3日
【会社名】 沖ウィンテック株式会社
【英訳名】 Oki Wintech Company, Limited
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村瀬 忠男
【本店の所在の場所】 東京都品川区北品川一丁目19番4号
【電話番号】 03-3740-2111 (代表)
【事務連絡者氏名】 経理部長 田部井 生朗
【最寄りの連絡場所】 東京都品川区北品川一丁目19番4号
【電話番号】 03-3740-2111 (代表)
【事務連絡者氏名】 経理部長 田部井 生朗
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成 22 年 2 月 3 日開催の取締役会において、沖電気工業株式会社（以下「沖電気工業」）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、同日付で沖電気工業との間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 6 号の 2 の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	沖電気工業株式会社
本店の所在地	東京都港区西新橋三丁目 16 番 11 号
代表者の氏名	代表取締役社長執行役員 川崎 秀一
資本金の額	76,940 百万円（平成 21 年 3 月 31 日現在）
純資産の額（連結）	58,683 百万円（平成 21 年 3 月 31 日現在）
（単体）	57,405 百万円（平成 21 年 3 月 31 日現在）
総資産の額（連結）	396,963 百万円（平成 21 年 3 月 31 日現在）
（単体）	285,151 百万円（平成 21 年 3 月 31 日現在）
事業の内容	電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービスなど

② 最近 3 年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

（単位：百万円）

決算期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
売上高	718,767	719,677	545,680
営業利益又は営業損失（△）	△5,410	6,200	410
経常利益又は経常損失（△）	△12,762	△3,887	△6,189
当期純利益又は当期純損失（△）	△36,446	567	△45,011

（単体）

（単位：百万円）

決算期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
売上高	406,922	408,840	271,108
営業利益又は営業損失（△）	△16,590	△12,980	△8,527
経常利益又は経常損失（△）	△17,696	△11,869	△8,136
当期純利益又は当期純損失（△）	△37,384	△1,729	△35,179

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成 21 年 9 月 30 日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合 (%)
明治安田生命保険相互会社	4.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 4)	2.02
沖電気グループ従業員持株会	1.96
株式会社みずほコーポレート銀行	1.89

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

- 資本関係 : 平成 21 年 9 月 30 日現在、沖電気工業は、当社の発行済株式総数の 53.5% (間接保有 0.4% を含む) を保有しております。また、当社は沖電気工業の株式を保有しておりません。
- 人的関係 : 沖電気工業の従業員 (執行役員) 1 名が当社の社外取締役、沖電気工業の取締役 1 名、監査役 1 名及び従業員 1 名が、当社の監査役に就任しております。また、沖電気工業の従業員 1 名が当社へ出向しております。
- 取引関係 : 当社は、沖電気工業に対し、情報通信システム等の請負施工、情報通信システム機器の仕入を行っております。

(2) 本株式交換の目的

沖電気工業は事業セグメントを主軸とするグループ連結での企業価値の最大化を目指し、グループ企業を含めた事業構造改革を進めております。

この度、当社及び沖電気工業は、この事業構造改革の一環として、グループ経営の一層の強化を図ることにより、通信事業をより機動的に推進するため、両社協議の上、当社を本株式交換により沖電気工業の完全子会社とすることで合意いたしました。

<背景>

沖電気工業の注力事業のひとつである P B X を中心とした民需通信市場は、ネットワークの I P 通信や無線化、さらには固定網と移動網との融合等の技術革新が進むなか、通信機器の価格下落に伴い競争が激化しており、大きな成長を期待するのは難しい状況にあります。そのため、従来からの沖電気工業が得意とする大企業中心のマーケットに加え、中堅・中小企業マーケットへの販売チャネルを拡大強化していくことが課題となっております。また、通信機器販売中心の営業スタイルから、機器販売、設置工事、調整、保守、さらには運用監視等のサービス事業をトータルに提供する体制に変革し、より収益力を高める必要がありました。

一方、当社においても、現在の電気設備事業や電話交換機の構築・保守を中心とした情報通信システム事業だけでは今後の事業拡大は大きく期待できず、電気設備事業においては、太陽光発電システムに代表される環境市場への取組み、情報通信システム事業においては、情報通信融合商品をはじめとした商品の拡大や、新しい保守サービス商品の創出等、新しい領域への事業展開が必須であります。

これらの課題への対応を検討した結果、当社が沖電気工業の完全子会社となることにより、沖電気工業グループとして、意思決定の迅速化、並びに諸課題解決力・実行力を上げ、事業・収益を一層拡大できるものと判断いたしました。

沖電気工業の保有するシステム開発力、サービス事業創出力、顧客対応力と当社の保有する現場力 (システム構築力、保守力)、中堅・中小企業を中心としたマーケットへの営業力をより密接に連携させることにより、幅広いお客様へのサービスを提供することが可能となります。また、大企業から中堅・中小企業までの幅広い顧客に対して、機器販売、システム構築、保守、運用までのライフサイクル全般にわたってのサービスをワンストップで提供することにより、更なる市場深耕を目指します。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

① 株式交換の方法

沖電気工業を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、沖

電気工業においては、会社法 796 条第 3 項に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、当社においては、平成 22 年 3 月 30 日開催予定の臨時株主総会において株式交換契約の承認を受けたうえで、平成 22 年 6 月 1 日を効力発生日とする予定です。

② 株式交換に係る割当ての内容

当社の普通株式 1 株に対して、沖電気工業の普通株式 8.7 株を割当て交付します。但し、沖電気工業が保有する当社の普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

③ その他の株式交換契約の内容

当社が沖電気工業との間で平成 22 年 2 月 3 日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりです。

株式交換契約書

沖電気工業株式会社（住所：東京都港区西新橋三丁目 16 番 11 号、以下「甲」という。）と沖ウィンテック株式会社（住所：東京都品川区北品川一丁目 19 番 4 号、以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となる株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第 2 条（株式交換に際して交付する株式およびその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時における乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下「対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、甲の普通株式を交付する。
2. 前項により交付される甲の普通株式の数は、対象株主が所有する乙の普通株式の数の合計数に 8.7 を乗じて算出した数とする。
3. 甲は、本株式交換に際して、対象株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 8.7 株の割合をもって割当てる。なお、割当てる株式の数に、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条の規定により、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。）に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該端数に相当する甲の普通株式の交付に代えて当該株主に交付する。

第 3 条（甲の資本金および資本準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金および利益準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 資本金
金 0 円
- (2) 資本準備金
会社計算規則第 39 条第 2 項の規定に従い甲が別途定める金額
- (3) 利益準備金
金 0 円

第 4 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成 22 年 6 月 1 日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、予め甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 5 条（株式交換承認総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 3 項本文の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、本株式交換につ

いて甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日（ただし、前条に基づく変更後の効力発生日を含む。）の前日までに、株主総会において本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第6条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務を遂行すると共に一切の財産を管理し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。ただし、乙は、前条に定める株主総会において本契約が承認されることを条件に、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、1株当たり4円、総額48,400,000円を限度として剰余金の配当を行うために必要な議案を、本株式交換の効力発生日以降、甲が乙の唯一の株主となった後に開催される平成22年6月の定時株主総会に付議するものとし、甲は、同議案に対し賛成する旨の議決権行使を行うものとする。

第7条（株式交換条件の変更および本契約の解除）

効力発生日の前日までに、(i)甲もしくは乙の資産状態または経営状態に重大な変更が生じた場合、(ii)本株式交換の実行に重大な支障となる事態もしくは事由が発生もしくは判明した場合、または(iii)その他の事情により本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条（本契約の失効）

本契約は、第5条に定める株主総会の承認または法令に定める関係官庁等の承認・認可が得られなかった場合には、その効力を失う。

第9条（協議事項）

本契約書に定めるもののほか、本契約書に定めがない事項その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成22年2月3日

甲 東京都港区西新橋三丁目16番11号
沖電気工業株式会社
代表取締役社長執行役員 川崎 秀一

乙 東京都品川区北品川一丁目19番4号
沖ウィンテック株式会社
代表取締役社長 村瀬 忠男

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率については、その算定にあたって公正性・妥当性を期すため、沖電気工業及び当社はそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、沖電気工業はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」）を、当社は株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」）を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

みずほ証券は、沖電気工業及び当社の普通株式について、市場株価基準法、類似企業比較法、ディスカунティッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」）を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成22

年2月1日を算定基準日として、算定基準日の終値株価、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間及び3ヶ月間の終値平均株価を採用して、算定を行いました。各算定手法による当社の株式1株に対する沖電気工業の株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりであります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価基準法	6.61～8.16
類似企業比較法	7.50～10.10
DCF法	7.11～8.74

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社の資産・負債については独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成22年2月1日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

一方、三井住友銀行は、沖電気工業及び当社の普通株式について、市場株価平均法、DCF法を採用して算定を行いました。市場株価平均法では、平成22年2月1日を算定基準日として、算定基準日以前の1週間（平成22年1月26日～平成22年2月1日）、1ヶ月間（平成22年1月4日～平成22年2月1日）及び3ヶ月間（平成21年11月2日～平成22年2月1日）のVWAP（出来高加重平均株価）の値を採用しました。各算定手法による当社の株式1株に対する沖電気工業の株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりであります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価平均法	6.77～7.97
DCF法	8.00～14.40

三井住友銀行は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三井住友銀行に対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社の資産・負債については独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成22年2月1日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、これらの第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性についての意見を表明するものではありません。

これらの算定結果をふまえ、両社で真摯に交渉・協議をした結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

② 算定機関との関係

みずほ証券及び三井住友銀行はともに沖電気工業及び当社の関連当事者には該当いたしません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	沖電気工業株式会社
本店の所在地	東京都港区西新橋三丁目16番11号
代表者の氏名	代表取締役社長執行役員 川崎 秀一
資本金の額	76,940百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。

事業の内容

電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービスなど